# 展開目だって主張する!

## 竹内裁判・地域による報酬格差は違憲!裁判官の独立と良心を守る訴訟

#### 憲法違反を理由に名古屋地裁に提訴

元裁判官の竹内浩史さん(2025年3月退官) は津地裁の裁判長当時、名古屋から津に転 勤したことで「地域手当」が減らされ、3年 間(2021-2023年分)で238万円以上(さらに追

加分を提訴の予定)も報酬が 大幅に減額されました。憲 法80条2項が、裁判官が良心 に従い独立して裁判を行う ことができるように裁判官



の報酬の減額を禁止しているにもかかわら ず、地域間格差が大きく実質的に裁判官の 減給を可能にする「地域手当」(大半の地域 は級なし)が存在することは許されないとし て、2024年に名古屋地裁に提訴しました。

#### 竹内さんが訴えた3つのわけ

提訴した理由は、大きくいって、以下の3 点によるものです。

①地域手当は憲法80条2項が減額を禁止する 裁判官の報酬に含まれ、任地により減額す ることは違憲。

②国家公務員の地 域手当の違憲・違 法性です。勤務地 による差別として、 憲法14条1項の平 等原則違反です。 竹内さんは大阪高 裁(16%)→名古屋 高裁(15%)→津地 裁(6%)と異動のた |級なし| 0%|山口市

級	割合	主な地域
1級地	20%	東京都23区
2級地	16%	横浜市/和光市
3 級地	15%	名古屋市
4級地	12%	神戸市
5級地	10%	京都市/広島市
6級地	6%	津市/川越市
7級地	3%	札幌市/金沢市

当時の地域手当の割合

びに地域手当が減額されました。これは国 家公務員の問題にとどまらず、地方公務員 においても隣町の地域手当(都道府県単位で はない)が低ければ、必要な人員が確保でき ないことにつながります。

③東京特別区などは当初から20%の手当を保 証されており、人事配置によって、裁判官 をコントロールする事が可能であり、憲法7 6条3項の裁判官が良心に従い独立して職権 をおこなうという姿勢を貫けなくなります。 人事権のある最高裁の顔色をうかがう「ヒ ラメ裁判官」が横行することになり、判決 への影響も軽視できないからです。

裁判官は長期にわたって憲法に保障され た言論・表現の自由や、結社の自由などを 奪われています。竹内さんは10年間も昇進 が無く、同期で階級が3号にとどまっている 裁判官はおらず、後輩ですら2号に昇格して います。

### 勝利するためにお願いします

①裁判所への要請署名へのご協 力をお願いします。裁判所が法 律を守る判決を書くかどうかが 問われています。



②支援の募金にご協力ください。ネット から「裁判官地域格差」でクラウドファ ウンディングできます。

③2026年2月9日(月)14:00から、次回口頭 弁論が、名古屋地裁大法廷で開かれます。 傍聴参加をお願いします。

連絡先:日本国民救援会愛知県本部 〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401 電話 052-684-5825